

「岩手三陸復興の狼煙作戦」会則

2011年8月25日作成～2017年4月1日改訂

第1章総則

第1条

本会は「岩手三陸復興の狼煙作戦」と称する。(以下狼煙作戦と略す)

第2章基本理念、目標および事業

第1条

本会は、東北大震災の発災時に岩手県歯科医師会より「災害派遣」として岩手県へ医科治療の為にいった(社)全国在宅療養支援歯科診療所連絡会の会員が自発的に個人参加して支援団体として発足したものである。

しかし、2013年4月から歯科健診活動を行うも健診参加者が徐々に減り始めてきた、理由は被災した歯科医師が再開を始めてきたので地元での治療を受ける被災者が増えてきたことが要因である、そして岩手県歯科医師会と連携をしているが障害者歯科健診事業を2013年6月より岩手県歯科医師会が実施を始め、要らざるバッティングが起きる可能性がある為、是正するため一部会員の退会及び被災地市民の新規入会となった。

2013年後半からの狼煙作戦は被災者の生活支援として、災害関連死を防ぐ活動を継続することで、岩手県歯科医師会に理解を得て歯科以外の医療従事者や多職種(薬剤師・ケアホーム職員・介護事業勤務者等含む)の人材で食支援と誤嚥性肺炎の予防を歯科と多職種連携で活動することを基本理念としていくことにした。

その他、台湾高雄市にある高雄医学大学歯学部教授・講師・学生の参加で日本が体験した災害医療を台湾の医療者へ伝える事が台湾の一般人が支援をしてくれた事へのお返しとして、学んでもらうための国際交流を実行する。

その目標は以下の通りである。

(1) 災害に遭われた方を主な対象とし多職種チームで健康維持に努める、在宅介護の一助になる食のレシピ提供を行っていく、また岩手県における誤嚥性肺炎の予防は継続し災関連死を予防する活動を基本として行っていく。

(2) 岩手県歯科医師会との連携をしっかりと取っていき、今までの現場経験で得た地域情報も報告をして、岩手県が行う沿岸部支援態勢に協力をしていく。

(3) 被災者の視点から望ましい健康保健の観点から食生活の提案をし、地域仮設住宅管理NPO法人と連携をしていく。

- (4) 歯科医師・歯科衛生士・栄養士による人材育成を岩手県歯科医師会と相談をしながら行っていく。
- (5) 施設（障害者・高齢者等）職員や勤務者へ誤嚥性肺炎の予防する方法の伝授や具体的手法の講習会（市民フォーラム・シンポジウム）を開く。
- (6) 国際交流事業として台湾「高雄医科大学 所属大学教授および卒業生」と連携をして 国際交流を通じて歯科医療 DVD の制作をしていく。
- (8) その他、市民生活復興に関連する町おこし復興事業の手伝いを行っていく。

第2条本会は前条を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 年一回の総会
- (2) 国際交流の開催
- (3) 関連職種を対象とした災害関連死の予防セミナーの開催
- (4) 岩手県歯科医師会との障害者支援に対する情報提供をおこない連携をしていく
- (5) その他の事業 岩手県内 NPO 法人・地域町おこし地元市民との連携

第3章会員第1条本会の会員は会員およびボランティア会員とする。

- (1) 会員は本会の理念・目的に添った人物とする。
- (2) ボランティア会員は本会の趣旨に賛同した、企業や個人の協力者で組織する、学生・一般を問わず入退会は自由とし、所属は問わない。
- (3) 年会費を定めるが、事業の不足額は参加した事業ごとに参加した人数で補う。

第2条会員は年度ごとの会員とし、その入・退会においては、規約を設けず自由とする。

第4章組織第1条

本会に役員をおく。

- (1) 代表 1 名 佐々木龍夫
(墨田区墨田 4-2-4-201 (一社) 全国在宅療養支援歯科診療所連絡会勤務)
- (2) 理事 3 名
加藤 利光 (東京都中央区茅場町 会社経営)
伊藤 哲 (岩手県釜石市只越町 4-13-23 伊藤建築設計研究所)
片桐 由美子 (港区南青山 6-13-18 自営業)
- (3) 監事 原田和昭 (福岡県北九州市小倉北区馬借 2 丁目 2-1 歯科医院院長)